

東和地域における統合小学校の校名(案)の選定方法の例について

資料2-①

時期の目安	例1	例2	例3	例4	例5
	東和地域内(小中学生を含む。)を対象に案を募集し、その集計結果をもとに選定する方法	東和地域の小中学校の児童生徒に募集し、その集計結果をもとに選定する方法	開校準備委員会委員の各所属団体で素案を検討し、その素案を開校準備委員会に持ち寄り、その中から選定する方法	広く募集し、その集計結果をもとに選定する方法	開校準備委員会で素案を示し、その案について委員の所属団体や地域などに意見を求める方法
令和4年12月15日	第2回開校準備委員会 ①選定方法検討 ②募集要領等検討	第2回開校準備委員会 ①選定方法検討 ②募集要領等検討	第2回開校準備委員会 ①選定方法検討 ②素案の検討方法確認	第2回開校準備委員会 ①選定方法検討 ②募集要領等検討	第2回開校準備委員会 ①選定方法検討 ②意見聴取方法検討
12月中旬			各団体で素案を検討		学校づくりに関する 意見募集・集計作業
12月下旬			↓		
令和5年1月上旬			↓		
1月中旬	応募用紙の配布・回収 ①学校・園配布 ②全戸配布(1/19) ③市ホームページに掲載 ※2週間程度	応募用紙の配布・回収 (各学校でとりまとめ) ※1~2週間程度	↓	応募用紙の配布・回収 ①学校・園配布 ②全戸配布(1/19) ③市ホームページに掲載 ※2~3週間程度	
1月下旬	↓	事務局での集計作業	↓	↓	
2月上旬	事務局での集計作業 第3回開校準備委員会 ①募集結果報告 ②案の選定方法検討	第3回開校準備委員会 ①募集結果報告 ②案の選定方法検討	第3回開校準備委員会 ①各団体から素案を報告 ②案の選定方法検討	↓	第3回開校準備委員会 ①素案提示 ②意見聴取方法確認
2月中旬	案の選定	案の選定	案の選定	第3回開校準備委員会 ①募集結果報告 ②案の選定方法検討	素案に対する意見聴取
2月下旬	↓	↓	↓	案の選定	↓
3月上旬	↓	↓	↓	↓	↓
3月中旬	↓	↓	↓	↓	↓
3月下旬	↓	↓	↓	↓	↓
4月上旬	↓	↓	↓	↓	↓
4月中旬	↓	↓	↓	↓	↓
4月下旬	第4回開校準備委員会 ①案の選定結果報告 ②校名案の選定	第4回開校準備委員会 ①案の選定結果報告 ②校名案の選定	第4回開校準備委員会 ①案の選定結果報告 ②校名案の選定	第4回開校準備委員会 ①案の選定結果報告 ②校名案の選定	第4回開校準備委員会 ①意見聴取結果報告 ②校名案の選定

## 東和地域統合小学校校名（案）募集要領（案）

## 1 募集目的

東和地域開校準備委員会において、米谷小学校、錦織小学校、米川小学校で予定している統合小学校の校名（案）を選定するため、その案を募集するもの

## 2 応募資格

- (1) 登米市東和地域の小中学校に通学している児童生徒とその保護者
- (2) 登米市東和地域在住の方

## 3 募集期間

令和5年1月19日（木）から令和5年1月31日（火）まで

## 4 応募用紙の配布方法

応募用紙は、児童生徒用と一般用に分けて配布する。

## (1) 児童生徒用

各小学校、中学校を通じて配布する。

## (2) 一般用（保護者用を兼ねる。）

行政区長便で東和地域の全世帯に配布し、市公式ホームページでも応募用紙を公開する。

また、東和地域の各学校、保育園、こども園を通じて保護者に配布する。

東和総合支所、米谷公民館、錦織公民館及び米川公民館には、予備の応募用紙を設置する。

## 5 応募方法

応募用紙に、校名案、その校名を考えた理由、氏名、児童生徒は学校・学年、一般の方は年代と行政区（保護者は子どもの学校名）を記入し、次により提出すること。

応募は、1人1案とする。

## (1) 児童生徒・保護者

募集期間内に、担任に提出し、各学校で取りまとめる。（集計は登米市教育委員会）

## (2) 一般

東和総合支所、米谷公民館、錦織公民館及び米川公民館に設置した回収箱に投函するか、教育委員会教育部学校再編推進室にFAXまたは電子メールで提出すること。

なお、電子メールの場合、メール本文に必要事項が記入されていれば受け付ける。

## 6 校名（案）の決定方法

応募された校名の素案の集計結果をもとに、多数票だけで決定するものではなく、東和地域開校準備委員会において協議・検討し決定する。

## 7 募集から決定までのスケジュール

時 期	内 容
令和4年12月15日	第2回開校準備委員会（選定方法・募集方法検討）
令和5年1月19日	学校・園配布、行政区長配布
1月19日	募集開始（学校・園での回収、回収箱設置、事務局受付）
1月31日	応募締切
2月上旬	事務局での集計作業 第3回開校準備委員会（集計結果の報告）
2月中旬～4月中旬	校名（案）の選定
令和5年4月下旬	第4回開校準備委員会 （各団体等での意見をもとに検討し、校名（案）決定）
令和6年度	教育委員会での校名（案）（条例改正案）決定
令和6年度	議会での条例改正・校名決定

(案)

## 東和地域の統合小学校の校名(案)を募集します。

令和 7 年 4 月 1 日に開校予定の米谷小学校、錦織小学校、米川小学校の統合校の校名(案)を募集します。統合小学校が地域に愛される学校となるよう、ご応募をお願いします。

募集の詳細	
募集期間	令和 5 年 1 月 19 日から令和 5 年 1 月 31 日まで
応募資格	① 登米市東和地域の小中学校にお子さんが通学している保護者の方 ② 登米市東和地域在住の方
応募方法	下部の応募用紙に必要事項を記入いただき、次のいずれかの方法で応募してください。応募は 1 人 1 案とさせていただきます。 ① 東和総合支所、米谷公民館、錦織公民館、米川公民館に設置している回収箱への投函 ② 教育委員会学校再編推進室に F A X または電子メールで提出 ※ F A X 番号、電子メールアドレスは、下記の問い合わせ先をご覧ください。 ※ 電子メールでの応募の場合、タイトルを「東和地域統合校校名案応募」とし、メール本文に応募用紙の必要事項を記入いただければ受け付けます。 ③ 保護者の方は、お子さんの学校に提出してください。
校名(案)の決定方法	校名(案)は、応募された案をもとに、多数票で決定するものではなく、東和地域開校準備委員会において協議・検討し決定します。 なお、決定した校名に関する一切の権利(著作権等)は、登米市教育委員会に帰属するものとします。 ※ 校名は、市教育委員会議を経て、市議会での議決を得て関係条例を改正することにより最終決定となります。
問い合わせ先	登米市教育委員会教育部学校再編推進室 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場 18 番地 電話：0220-34-2679 / F A X：0220-34-2504 電子メール：gakkousaihen@city.tome.miyagi.jp

※ この応募用紙は、東和総合支所、米谷公民館、錦織公民館、米川公民館にも置いているほか、登米市公式ホームページからダウンロードできます。

-----キサトサセン-----

東和地域の統合小学校の校名(案)の応募用紙		
統合校の校名(案)	ふりがな ( ) <b>登米市立 ( ) 小学校</b> ※表記は漢字、ひらがな、カタカナのいずれかわかるようにしてください。	
その校名(案)にした理由		
応募者	氏名	
	年代	10 代・20 代・30 代・40 代・50 代・60 代・70 代以上
	行政区	※小中学校児童生徒の保護者の方のみ記入をお願いします。 【お子さんの学校名：( ) 学校】

(案)

児童生徒用応募用紙

とうわちいき とうごうしょうがっこう こうめい あん ほしゅう  
**東和地域の統合小学校の校名(案)を募集します。**

れいわ 7 ねん 4 が つ つ いた ち かいこう よ て い まい や しょう が っ こ う に し き お り しょう が っ こ う よ ね か わ  
 令和 7 年 4 月 1 日 に 開 校 予 定 の 米 谷 小 学 校 、 錦 織 小 学 校 、 米 川

しょう が っ こ う とうごうこう こうめい あん ほしゅう  
 小 学 校 の 統 合 校 の 校 名 ( 案 ) を 募 集 し ま す 。

※ 統合校の校名(案)は、応募されたものをもとに、多数票だけで決定するものではなく、  
 東和地域開校準備委員会で協議・検討し決定します。

※ 決定した校名に関する一切の権利(著作権等)は、登米市教育委員会に帰属するものと  
 します。

あたらしい 学校のなま え	ふりがな ( ) とめしりつ <b>登米市立</b> 【 <b>しょうがっこう</b> 小学校 】
どうしてそ のなまえに しました か?	※表記は、漢字、ひらがな、カタカナのいずれかわかるようにしてください。
学校・学年	該当する区分を○で囲んでください。 1 学校 米谷小学校 ・ 錦織小学校 ・ 米川小学校 東和中学校 2 学年 ( ) 年生
あなたの なまえ	

※ この応募用紙は、担任の先生に提出してください。